

## 目 次

**告示**

○平成25年度北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の実施について…………… 1  
**通知・通達・照会**

○平成25年 3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並び  
 に文書募集開始時期等について……………15  
**正誤**

○平成24年 3月30日付け第6067号の正誤について……………19

## 告 示

### 北海道教育委員会告示第34号

平成25年度北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査を次の要領により行う。  
平成24年 5月11日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

### 別記

平成25年度北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査実施要領

北海道教育委員会  
札幌市教育委員会

受付期間 持参 平成24年 5月21日（月）から 6月 1日（金） 9時から17時まで（土曜日  
及び日曜日を除く。）

郵送 平成24年 5月21日（月）から 5月31日（木）消印のものまで有効

第1次検査 平成24年 7月 1日（日）

第2次検査 平成24年 8月 3日（金）、4日（土）及び5日（日）（札幌市は8月4日（土）  
及び5日（日））

受検地及び受検区分によって出願書類の提出先が異なりますので、御注意ください。

第2次検査は、第1次検査に合格した者、スポーツ・芸術特別選考対象者及び第1次検査  
を免除された者に対して、実施します。

#### 1 目的

この検査は、平成25年度北海道・札幌市公立学校教員の採用候補者を選考するために行  
うものです。

#### 2 受検資格

(1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条により、次のいずれかに該当する者は、受  
検できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 教員免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

エ 公務員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で  
破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) ア又はイに掲げる要件を満たすことが必要です。

ア 一般選考（地域枠、高等学校の特例を含む。）

| 要件<br>区分 | 生年月日                    | 所有教育職員免許状等<br>(平成25年 3月31日までの取得見込みを含む。) |  |
|----------|-------------------------|---|--|
| 小学校教諭    | 昭和48年 4月 2日<br>以降に生まれた者 | 小学校教諭の普通免<br>許状                         | <一般選考（地域枠）><br>「3 受検区分(2) 一般<br>選考（地域枠）」参照 |
| 中学校教諭    |                         | 受検教科の中学校教諭の普通免許状                        |  |
|          |                         | <一般選考の特例>                               |  |

|          |                   |                                      |  |
|----------|-------------------|--------------------------------------|--|
| 高等学校教諭   | 昭和38年4月2日以降に生まれた者 | 受検教科の高等学校教諭の普通免許状                    | 「3 受検区分(3) 一般選考(高等学校)の特例」参照                |
| 特別支援学校教諭 | 小学部               | 小学校教諭及び特別支援学校（盲学校、聾学校又は養護学校）教諭の普通免許状 |  |
|          | 中学部               | 昭和48年4月2日以降に生まれた者                    | 受検教科の中学校教諭及び特別支援学校（盲学校、聾学校又は養護学校）教諭の普通免許状  |
|          | 高等部               |                                      | 受検教科の高等学校教諭及び特別支援学校（盲学校、聾学校又は養護学校）教諭の普通免許状 |
|          | 自立活動（肢体不自由）       | 昭和38年4月2日以降に生まれた者                    | 特別支援学校（養護学校）自立活動教諭1種免許状（肢体不自由教育）           |
| 養護教諭     | 昭和48年4月2日以降に生まれた者 | 養護教諭の普通免許状                           |  |
| 栄養教諭     | 昭和48年4月2日以降に生まれた者 | 栄養教諭の普通免許状                           |  |

## イ スポーツ・芸術特別選考、障がい者特別選考、社会人特別選考

| 選考区分        | 受検資格                | 備考                   |
|-------------|---------------------|----------------------|
| スポーツ・芸術特別選考 | 一般選考と同様             | 養護教諭及び栄養教諭の区分はありません。 |
| 障がい者特別選考    | 一般選考と同様             | 一般選考との併願はできません。      |
| 社会人特別選考     | 「3 受検区分の(4) 特別選考」参照 |                      |

- (注) 1 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。  
 2 「教諭」には、上記1の常勤講師を含みます。  
 3 上記ア又はイで使用する教員免許状に関する養護の定義は、次のとおりです。  
 (1) 「特別支援学校（盲学校）教諭の普通免許状」とは、視覚障害者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。  
 (2) 「特別支援学校（聾学校）教諭の普通免許状」とは、聴覚障害者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。  
 (3) 「特別支援学校（養護学校）教諭の普通免許状」とは、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。  
 4 次に掲げる者は、この検査を受けなければなりません。  
 (1) 北海道教育委員会又は札幌市教育委員会の任命を受けた者で、次のいずれかに該当するもの  
 ア 教員以外の職にある者（実習助手、寄宿舎指導員、事務職員等）で、教員となることを希望するもの  
 イ 養護教諭又は栄養教諭で、教諭となることを希望するもの  
 ウ 教諭又は栄養教諭で、養護教諭となることを希望するもの  
 エ 教諭又は養護教諭で、栄養教諭となることを希望するもの  
 (2) 私立学校教員又は道外の国立大学法人及び公立学校の教員で、北海道又は札幌市の公立学校教員を希望するもの  
 5 北海道教育委員会又は札幌市教育委員会の任命を受けた教員が、この検査を同じ職種で受検することはできません。

## 3 受検区分

## (1) 一般選考

| 区 分         | 教 科 (科 目)   |
|-------------|---|
| 小 学 校 教 諭   |   |
| 中 学 校 教 諭   | 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語   |
| 高 等 学 校 教 諭 | 国語、地理歴史（地理・日本史・世界史）、公民（倫理・政治経済）、数学、理科（物理・化学・生物・地学）、音楽、保健体育、家庭、農業（作物・畜産・園芸・食品製造）、工業（機械・電気（電子を含む）・建築・土木）、 |

|              |                    |  |
|--------------|--------------------|--|
|              |                    | 商業、英語、看護、水産  |
| 特別支援<br>学校教諭 | 小 学 部              |  |
|              | 中 学 部              | 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、<br>家庭、英語  |
|              | 高 等 部              | 国語、地理歴史（地理・日本史・世界史）、公民（倫理・<br>政治経済）、数学、理科（物理・化学・生物・地学）、音<br>楽、美術、保健体育、家庭、農業（作物・園芸）、工業<br>（機械・電気（電子を含む）・建築）、商業、英語 |
|              | 自 立 活 動<br>（肢体不自由） |  |
| 養 護 教 諭      |                    |  |
| 栄 養 教 諭      |                    |  |

- (注) 1 受検は、1種類の教科（科目）の選択とし、併願及び出願後の受検区分の変更は認めません。
- 2 北海道の小学校又は中学校の特別支援学級担当教諭の採用を希望する者は、小学校教諭又は中学校教諭の受検区分で受検してください（願書の希望事項欄にその旨を記載してください）。  
札幌市の小学校又は中学校の特別支援学級担当教諭の採用を希望する者は、札幌市の特別支援学校教諭の小学部又は中学部の受検区分で受検してください。
- 3 高等学校教諭又は特別支援学校教諭の高等部を受検する者で、地理歴史、公民、理科、農業又は工業の教科を受検するものは、希望する科目を選択してください。
- 4 栄養教諭で受検を希望する者は、札幌市での採用はありませんので、採用希望区分「北海道」を選択してください。

(2) 一般選考（地域枠）

|              |  |
|--------------|--|
| 受検資格<br>及び区分 | 昭和48年4月2日以降に生まれた者で、小学校教諭の普通免許状（平成25年3月31日までの取得見込みを含む。）を有し、日高、宗谷、根室管内のいずれかの管内に限って勤務できるもの（採用後、4年間は、前記以外の管内で勤務をするものとする。）。 |
| 選考方法         | 出願時に地域に根ざした教育に対する意欲・情熱や志望動機等について、レポートの提出を要件として、第1次検査における教養検査を免除するほかは、一般選考の受検者と同様に実施します。                                |
| 募集人員         | 小学校教諭15名程度（日高、宗谷、根室管内 各5名程度）   |

- (注) 1 一般選考（地域枠）で受検を希望する者は、札幌市での採用はありませんので、採用希望区分「北海道」を選択してください。

2 一般選考との併願はできません。

(3) 一般選考（高等学校）の特例（募集人員 若干名）

昭和38年4月2日以降に生まれた現職の高等学校教諭で、国立大学法人の設置する高等学校又は公立高等学校（北海道及び北海道内の市町村が設置する高等学校を除く。）若しくは私立高等学校における正規教員としての教職経験が、平成25年3月31日現在において、引き続き4年以上となるものは、申請により、一般選考の特例の区分による出願ができます。受検教科（科目）は、一般選考（高等学校）と同様です。

(4) 特別選考

ア 障がい者特別選考

|              |   |
|--------------|---|
| 志 願 者        | 身体障害者手帳（1級から6級まで）の交付を受けている者で、自力による通勤ができ、介護者なしに教員としての職務の遂行が可能なものは、申請により、障がい者特別選考の区分による出願ができます。 |
| 選考方法         | 第1次検査及び第2次検査は一般選考の受検者と同様に実施しますが、申出により、障害の種類や程度に応じた配慮をするとともに、必要に応じて適性検査及び実技検査の一部又は全てを免除します。    |
| 受検資格<br>及び区分 | 一般選考と同様です（一般選考との併願はできません。）。   |
| そ の 他        | 点字、拡大文字、手話通訳等による受検を希望する者は、願書の「障がい者に係る配慮希望事項」欄に記入するとともに、身体障害者手帳の写しを出願時に提出してください。               |

## ＜参考 過去の受検・登録状況＞

|      | 平成24年度 | 平成23年度 | 平成22年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 受検者数 | 9      | 8      | 12     |
| 登録者数 | 3      | 5      | 6      |

## イ スポーツ・芸術特別選考（募集人員 若干名）

|          |   |
|----------|---|
| 志願者      | 次に掲げるスポーツや芸術等の分野において秀でた技能・実績を有する者は申請により、特別選考の区分による出願ができます。ただし、同一人につき出願は3回を限度とします。<br>・スポーツの分野において、国際的規模の競技会に日本代表として出場した者又は日本選手権大会若しくはこれに準ずる全国的規模の大会において優秀な成績を収めた者<br>・音楽、美術等の芸術の分野において、国際レベルのコンクール、展覧会等で優秀な実績を収めた者又は全国レベルのコンクール、展覧会等で極めて優秀な実績を収めた者<br>・その他上記に準ずる程度の顕著な活動経験又は技能を有する者で、その経験等が児童生徒への教育効果の面で特に期待できるもの |
| 選考方法     | 申請のあった志願者について、出願書類により対象者を決定し、第1次検査を免除します。第2次検査は一般選考の受検者と同様に実施しますが、技能・実績の内容に密接に関連する実技検査については免除します。   |
| 受検資格及び区分 | 一般選考と同様です。ただし、養護教諭及び栄養教諭の区分はありません。  |
| その他      | スポーツ・芸術特別選考の志願者のうち、スポーツ・芸術特別選考の対象者とならなかったものは、一般選考又は一般選考（高等学校）の特例で受検することができます。   |

## ウ 特別免許状の取得を前提とした社会人特別選考（募集人員 若干名）

|          |   |
|----------|---|
| 志願者      | 高等学校（工業、商業、英語、看護、水産）又は特別支援学校自立活動（視覚障害教育、肢体不自由教育）の教育職員免許状を有しない者で、教科に関する専門的知識や技能（資格）を有するものは、申請により、社会人特別選考の区分による出願ができます。   |
| 選考方法     | 申請のあった志願者について、証明機関の発行する資格（技能）証明書及び実務経験に係る職歴証明書等により受検資格を確認し、第1次検査の専門検査（英語の場合は、実技検査を含む。）を免除します。登録後は、北海道教育委員会が実施する特別免許状授与のための教育職員検定に合格し、特別免許状を取得することが必要です。                                   |
| 受検資格及び区分 | 次の全ての条件に該当する者が出願できます（一般選考との併願はできません）。<br>1 昭和38年4月2日以降に生まれた者<br>2 高等学校の募集する教科又は自立活動に関する専門的知識や技能（資格）を有する者（※参照）<br>3 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者<br>4 教育職員免許法第5条第1項各号のいずれにも該当しない者 |
| その他      | 特別免許状は、様々な分野において優れた知識や技術を有する社会人を、教員として迎え入れることにより、学校教育の多様性への対応や活性化を図ることを目的とし、この免許状は、北海道教育委員会が授与するものであり、北海道においてのみ効力を有します。   |

## ※ 高等学校の募集する教科又は特別支援学校自立活動に関する専門的知識や技能・資格等

|          |   |
|----------|---|
| 募集教科     | 募集する教科に関する専門的知識や技能・資格等  |
| 高等学校（工業） | 工業の教諭普通免許状を有しない者で、次のいずれかの条件に該当するもの<br>1 1級建築士の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が5年以上<br>2 技術士（機械部門、電気・電子部門、化学部門、建設部門）の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が5年以上<br>3 技術士補（機械部門、電気・電子部門、化学部門、建設部門）の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が10年以上 |

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 高等学校<br>(商業)                        | <p>商業の教諭普通免許状を有しない者で、実務の指導的な立場にあり、かつ、次のいずれかの条件に該当するもの</p> <p>1 流通ビジネス分野</p> <p>(1) 金融機関等における金融業務、証券業務又は外国為替業務の実務経験が15年以上</p> <p>(2) 商品開発、マーケティング又はイベントの企画・立案の実務経験が15年以上</p> <p>2 国際経済分野</p> <p>(1) 国内外における外国語を用いて行う商取引業務の実務経験が15年以上</p> <p>(2) 企業等における法律業務の実務経験が15年以上</p> <p>3 簿記会計分野</p> <p>(1) 公認会計士又は税理士の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が5年以上</p> <p>(2) 会計業務の実務経験が15年以上</p> <p>4 経営情報分野</p> <p>(1) 情報処理技術者試験（基本情報技術者及び初級システムアドミニストレータを除く。）に合格し、かつ、合格後の実務経験が5年以上</p> <p>(2) コンピュータ業務の実務経験が15年以上</p> |
| 高等学校<br>(英語)                        | 英語の教諭普通免許状を有しない者で、通訳検定（株式会社日本通訳協会主催）2級の資格を所有し、かつ、通訳士として5年以上業務に従事したもの  |
| 高等学校<br>(看護)                        | 看護の教諭普通免許状を有しない者で、看護師免許証を所有し、かつ、看護師、保健師又は助産師として5年以上業務に従事したもの  |
| 高等学校<br>(水産)                        | <p>水産の教諭普通免許状を有しない者で、次のいずれかの条件に該当するもの</p> <p>1 1級船用機関整備士の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が5年以上</p> <p>2 4級海技士（航海）又は4級海技士（機関）の免許を所有し、かつ、免許取得後の実務経験が15年以上</p> <p>3 北海道漁業士（青年漁業士又は指導漁業士）の資格を所有し、かつ、実務経験が15年以上</p> <p>4 水産、商船又は工業（電気通信）の学位を所有し、かつ、学位取得後の関連業務経験が15年以上</p> <p>5 漁協、水産加工会社、水産試験所等の勤務者で、上記1から4までと同等程度の技能等を有し、かつ、実務経験が15年以上</p>  |
| 特別支援<br>学校自立<br>活動<br>(視覚障<br>害教育)  | 特別支援学校自立活動（視覚障害教育）の教諭普通免許状を有しない者で、視覚障害生活訓練等指導者養成課程（1年前期課程）を修了し、又は視能訓練士資格を所有し、かつ、実務経験が5年以上のもの  |
| 特別支援<br>学校自立<br>活動<br>(肢体不<br>自由教育) | 特別支援学校自立活動（肢体不自由教育）の教諭普通免許状を有しない者で、理学療法士又は作業療法士の資格を所有し、かつ、実務経験が5年以上のもの  |

(5) 第1次検査の免除

平成25年度教員採用候補者選考検査の第1次検査を免除する旨、平成24年度選考検査結果の通知時に北海道教育委員会又は札幌市教育委員会から通知があった者（以下「第1次検査免除者」という。）は、同一の受検区分、受検教科・科目及び採用希望区分で受検する場合に限り、第1次検査の免除の措置を受けることができます。

4 検査の方法及び内容

| 区 分 | 対 象  |         |         |           |         |       | 内 容     |
|-----|------|---------|---------|-----------|---------|-------|---------|
|     | 一般選考 |         |         | 特別選考      |         |       |         |
|     | 一 般  | 地 域 特 例 | 高 校 特 例 | ス ポ ・ 芸 術 | 障 が い 者 | 社 会 人 |         |
|     |      |         |         |           |         |       | 1次検査免除者 |

|       |                            |                        |   |   |    |   |    |    |   |                                     |
|-------|----------------------------|------------------------|---|---|----|---|----|----|---|-------------------------------------|
| 第1次検査 | 教養検査 (一般・教職) (マークシート式)     | ○                      | 注1  | 免除  | 免除 | ○ | ○  | 免除 | ・一般教養は自然科学、社会科学及び人文科学について、教職教養は学校教育関係の法規及び教育原理、教育心理、道徳教育等について、教員として必要な知識や理解をみる。   |                                     |
|       | 専門検査 (I) (マークシート式)         | ○                      | ○   | ○   | 免除 | ○ | 注2 | 免除 | ・受検する学校の種類及び教科(科目)並びに養護教諭及び栄養教諭それぞれに応じた専門的知識や学習指導要領に関する知識や理解をみる。<br>・特別支援学校教諭については、小学校、中学校、高等学校教科別及び自立活動(肢体不自由)の専門的な知識や理解をみる。 |                                     |
|       | 専門検査 (II) (マークシート式)        | ○                      | -   | -   | 免除 | ○ | 注3 | 免除 | ・特別支援学校教諭について、特別支援学校教育の全般にわたる基礎的な知識や理解をみる。  |                                     |
| 第2次検査 | 適性検査 (I)・(II)              | ○                      | ○   | ○   | ○  | ○ | ○  | ○  |   |                                     |
|       | 論文検査                       | -                      | -   | -   | -  | - | ○  | -  | 800字以内  |                                     |
|       | 教科等指導法検査 (記述式)             | ○                      | ○   | ○   | ○  | ○ | -  | ○  | ・受検する学校の種類及び教科(科目)並びに養護教諭及び栄養教諭それぞれに応じた指導法についての理解をみる。   |                                     |
|       | 面接検査                       | 個別面接                   | ○   | ○   | ○  | ○ | ○  | ○  | ○   | (1) 一般面接<br>(2) 模擬授業(ただし、養護教諭は場面指導) |
|       |                            | 集団面接                   | ○   | ○   | ○  | ○ | ○  | ○  | ○   | 協議題に基づく討議及び各々2分間のスピーチ(討議のまとめ等)      |
|       | 実技検査                       | 小学校<br>特別支援学校<br>(小学部) | リスニング検査   | 小学校外国語活動に係る英語のコミュニケーション能力等をみる。  |    |   |    |    |   |                                     |
|       |                            |                        | 音楽  | ピアノ演奏<br>(1) バイエルピアノ教則本72番から106番まで(ただし、86番及び87番を除く。)の曲の中から1曲を自由に選択して演奏する。<br>(2) 小学校歌唱共通教材の中から検査時に示された曲の主旋律に簡単な伴奏を付けて歌いながら演奏する。 |    |   |    |    |   |                                     |
|       |                            |                        | 体育  | 水泳(25m-泳法はクロール、平泳ぎ及び背泳のうち1種類)、ボール運動(ジグザグドリブル)   |    |   |    |    |   |                                     |
|       |                            | 保健体育(中・高・特)            | 水泳(50m-泳法はクロール)、マット運動(倒立、前転、後転、側方倒立回転等の連続技)、球技(バレーボール-直上トス、バスケットボール-ドリブルシュート)、武道(柔道、剣道-基本動作や基本となる技等) ただし、武道について札幌市は柔道のみ実施 |   |    |   |    |    |   |                                     |
|       |                            | 音楽(中・高・特)              | ピアノ演奏(中学校の歌唱教材程度の曲を、検査時に示された調に移調し簡単な伴奏を付けて演奏する。)<br>視唱(16小節程度の旋律を初見視唱する。)   |   |    |   |    |    |   |                                     |
| 英語    | 日常的なことの自由会話と英文を読んで内容について答え |                        |   |   |    |   |    |    |   |                                     |

(中・高・特)る。

- (注) 1 一般選考(地域枠)受検者は、レポートの提出を要件として教養検査を免除します。
- 2 社会人特別選考受検者で資格(技能)証明書及び実務経験に係る職歴証明書等により受検資格の確認を受けた者は「専門検査(I)」を免除します。
- 3 社会人特別選考(特別支援学校自立活動)受検者で上記2の確認を受けた者は、「専門検査(I)」のほか、「専門検査(II)」を免除します。
- 4 第2次検査に行う保健体育(中・高・特)の実技検査の武道において、北海道を受検する場合は柔道と剣道のどちらかを選択、札幌市を受検する場合には、柔道のみとなります。
- 5 上記のほか、次表の左欄の教科(科目)を受検する者で、それぞれ次表の右欄に掲げるいずれかの資格等を有するものは、申請により専門検査(I)(英語の場合は、2次実技検査を含む。)の免除の措置を受けることができます。「7出願の手続」(1)「出願書類」欄参照のこと。

|                     |  |
|---------------------|--|
| 中学校、高等学校及び特別支援学校の英語 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用英語技能検定(公益財団法人日本英語検定協会主催)1級又は準1級の合格者</li> <li>・ 国連英検(財団法人日本国際連合協会主催)特A級又はA級の合格者</li> <li>・ TOEFL(国際教育交換協議会主催)PBT550点(iBTの場合は、79点)以上取得者(平成22年7月2日以降に正規のTOEFLを受検した者に限る。)</li> <li>・ TOEIC(一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会主催)730点以上取得者(平成22年7月2日以降に公開テスト(国外で受検した場合も同様とする。))を受検した者に限る。)</li> </ul> |
| 高等学校及び特別支援学校の工業     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報処理技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構主催)基本情報技術者試験合格者(第2種情報処理技術者試験合格者)又は同機構が認定するこの資格と同等以上の資格取得者</li> </ul>  |
| 高等学校及び特別支援学校の商業     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日商簿記検定1級(日本商工会議所主催)合格者又は全経簿記検定上級(公益社団法人全国経理学校協会主催)合格者</li> <li>・ 税理士試験の財務諸表論又は簿記論の科目合格者</li> <li>・ 公認会計士又は税理士の資格取得者</li> <li>・ 情報処理技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構主催)基本情報技術者試験合格者(第2種情報処理技術者試験合格者)又は同機構が認定するこの資格と同等以上の資格取得者</li> </ul>   |

その他(検査の方法及び内容に係ること)

- ・ スポーツ・芸術特別選考対象者及び社会人特別選考対象者(高校・英語)は、技能・実技(資格)等の内容に密接に関連する実技検査を免除します。免除する実技検査は第2次検査受検票でお知らせします。
- ・ 指定日に健康上の理由で実技検査を受検できない者は、受付に申し出てください。特に、医師から実技検査を禁止されている者は、医師の診断書を受付に提出してください。
- ・ 第2次検査は、第1次検査に合格した者、スポーツ・芸術特別選考対象者及び第1次検査免除者について実施します。

5 検査期日及び日程

(1) 第1次検査 平成24年7月1日(日)

ア 一般選考、障がい者特別選考

|             |             |   |
|-------------|-------------|---|
| 9:40~10:00  | 受付(入室)      | 一般選考及び障がい者特別選考の受検者(スポーツ・芸術特別選考対象者並びに第1次検査免除者を除く。) |
| 10:10~10:20 | 検査上の注意・連絡   |   |
| 10:30~11:30 | 教養検査(一般・教職) |   |
| 11:30~12:50 | 休憩          |   |
| 13:00~14:00 | 専門検査(I)     |   |
| 14:20~15:00 | 専門検査(II)    | 上記受検者のうち、区分が特別支援学校教諭の受検者                          |

イ 一般選考(地域枠)、一般選考(高等学校)の特例

|             |           |                                      |
|-------------|-----------|--------------------------------------|
| 12：20～12：40 | 受付（入室）    | 一般選考「地域枠」及び「高等学校特例」受検者（第1次検査免除者を除く。） |
| 12：40～12：50 | 検査上の注意・連絡 |                                      |
| 13：00～14：00 | 専門検査（Ⅰ）   |                                      |

## ウ 社会人特別選考

|             |             |                           |
|-------------|-------------|---------------------------|
| 9：40～10：00  | 受付（入室）      | 社会人特別選考の受検者（第1次検査免除者を除く。） |
| 10：10～10：20 | 検査上の注意・連絡   |                           |
| 10：30～11：30 | 教養検査（一般・教職） |                           |

## (2) 第2次検査

## ア 平成24年8月3日（金）

|       |           |                |
|-------|-----------|----------------|
| 9：00～ | 面接検査・実技検査 | 受検者ごとに別に指定する日時 |
|-------|-----------|----------------|

## イ 平成24年8月4日（土）

|             |           |   |
|-------------|-----------|---|
| 8：20～8：40   | 受付（入室）    | ・第1次検査に合格した者及びスポーツ・芸術特別選考対象者及び第1次検査免除者<br>・社会人特別選考受検者は「教科等指導法検査」に代えて「論文検査」を実施 |
| 8：40～9：00   | 検査上の注意・連絡 |   |
| 9：00～9：50   | 適性検査（Ⅰ）   |   |
| 10：05～10：35 | 適性検査（Ⅱ）   |   |
| 10：55～11：55 | 教科等指導法検査  |   |
| 12：10～12：25 | 英語リスニング検査 | 小学校及び特別支援学校（小学部）受検者   |
| 13：00～      | 面接検査・実技検査 | 受検者ごとに別に指定する日時  |

## ウ 平成24年8月5日（日）

|       |           |                |
|-------|-----------|----------------|
| 9：00～ | 面接検査・実技検査 | 受検者ごとに別に指定する日時 |
|-------|-----------|----------------|

・北海道を受検する場合、第2次検査の受検日は、連続する2日間（8月3日から4日まで又は8月4日から5日まで）となります。なお、指定された日程の変更は認めません。

## 6 検査会場

## (1) 第1次検査会場

| 受検地 | 受 検 区 分  | 検査会場及び住所   |
|-----|--|--|
| 札幌  | 小学校、一般選考（地域枠）受検者   | 北海道札幌厚別高等学校<br>札幌市厚別区厚別町山本750-15<br>（JR厚別駅1.7km）   |
|     | 中学校（社会、保健体育、家庭を除く。）  | 北海道札幌平岸高等学校<br>札幌市豊平区平岸5条18丁目<br>（地下鉄南北線澄川駅1.0km）  |
|     | 中学校（社会、保健体育、家庭）<br>高等学校（理科、家庭、工業）  | 北海道札幌琴似工業高等学校<br>札幌市西区発寒13条11丁目3-1<br>（JR発寒駅1.6km） |
|     | 高等学校（国語、地理歴史、公民、<br>数学、商業、看護、水産）   | 北海道札幌工業高等学校<br>札幌市北区北20条西13丁目<br>（JR札幌駅3.0km）      |
|     | 高等学校（音楽、保健体育、農業、<br>英語）、特別支援学校、養護教諭、<br>栄養教諭、一般選考（高等学校）の<br>特例受検者、障がい者特別選考受検者、<br>社会人特別選考受検者 | 北海道札幌北高等学校<br>札幌市北区北25条西11丁目<br>（地下鉄南北線北24条駅0.9km） |
| 函館  |  | 北海道函館中部高等学校<br>函館市時任町11-3<br>（JR函館駅2.3km）          |
| 岩見沢 | 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭、一般選考（地域枠）受検者、一般選考（高等学校）の特例受検者、社会人特別選考受検者                       | 北海道岩見沢農業高等学校<br>岩見沢市並木町1-5<br>（JR岩見沢駅1.5km）        |
| 旭川  |  | 北海道旭川南高等学校<br>旭川市緑が丘東3条3丁目1-1<br>（JR旭川駅6.4km）      |
|     |  | 北海道釧路工業高等学校  |

|    |                              |
|----|------------------------------|
| 釧路 | 釧路市鶴ヶ岱3丁目5-1<br>(JR釧路駅3.8km) |
|----|------------------------------|

(注) 第1次検査の志願の状況によっては、受検地及び検査会場を変更する場合がありますので、願書に受検地の第1希望地から第4希望地までを記入してください。第2希望地等に変更した場合は、受検票でお知らせしますので注意してください。

(2) 第2次検査会場 (予定)

| 採用希望・受検区分  | 検査会場及び住所   |
|--|--|
| 北海道採用を希望する小学校、中学校国語及び高等学校国語受検者並びに一般選考(地域枠)受検者                              | 北海道札幌月寒高等学校<br>札幌市豊平区月寒東1条3丁目1-1<br>(地下鉄東豊線月寒中央駅0.5km) |
| 北海道採用を希望する小学校及び高等学校数学受検者   | 北海道函館商業高等学校<br>函館市昭和1丁目17-1<br>(JR五稜郭1.6km)            |
| 北海道採用を希望する小学校及び高等学校商業受検者   | 北海道旭川凌雲高等学校<br>旭川市永山町3丁目102<br>(JR南永山駅0.5km)           |
| 北海道採用を希望する中学校(国語・保健体育・英語を除く。)受検者   | 北海道釧路湖陵高等学校<br>釧路市緑ヶ岡3丁目1-31<br>(JR釧路駅4.0km)           |
| 高等学校(国語、数学、商業を除く。)、栄養教諭、北海道採用を希望する中学校保健体育受検者及びスポーツ・芸術特別選考対象者並びに障がい者特別選考受検者 | 北海道札幌北高等学校<br>札幌市北区北25条西11丁目<br>(地下鉄南北線北24駅0.9km)      |
| 北海道採用を希望する中学校英語及び特別支援学校(小学部・中学部・高等部・自立活動)の受検者並びに養護教諭                       | 北海道岩見沢農業高等学校<br>岩見沢市並木町1-5<br>(JR岩見沢駅1.5km)            |
| 札幌市採用を希望する全受検者(スポーツ・芸術特別選考対象者及び障がい者特別選考受検者を含む。)                            | 北海道札幌平岸高等学校<br>札幌市豊平区平岸5条18丁目<br>(地下鉄南北線澄川駅1.0km)      |

(注) 1 社会人特別選考受検者及び第1次検査免除者の第2次検査会場は、上記の採用希望・受検区分による会場を予定しております。また、一般選考(高等学校)の特例受検者は、受検区分「高等学校」の検査会場での受検となります。

2 第2次検査会場は、第2次検査の受検者数により変更する場合があります。

3 第2次検査会場は、第2次検査受検票で検査会場を指定しますので、必ず送付された受検票を確認し誤りのないようにしてください。

7 出願の手続

(1) 出願書類

| 対象者          | 出願書類              | 注意事項   |
|--------------|-------------------|--|
| 志願者全員        | ・願書<br>・願書(電算入力用) | ・「記入上の注意・記入例」を参考に記入の上、提出してください。<br>・1次、2次用の受検票に1次受検地、受検区分、受検教科(科目)、氏名及び送付先住所を記入の上、50円切手を貼り提出してください。  |
|              | 結果通知用封筒           | ・1次受検地、受検区分、受検教科(科目)、氏名及び送付先住所を記入の上、90円切手を貼り提出してください。  |
|              | 自己推薦書             | ・記入の上、提出してください。<br>・社会人特別選考志願者は様式が異なるため、「自己推薦書(社会人特別選考志願者用)」を北海道教育委員会のホームページからダウンロードして記入の上、提出してください。 |
| 一般選考(地域枠)志願者 | レポート              | ・レポートの課題、様式等を北海道教育委員会のホームページからダウンロードしてレポートを作成の上、提  |

|           |  |  |  |
|-----------|--|--|--|
| 上記以外の添付書類 | 一般選考（高校特例）志願者  | 職歴証明書  | 出してください。<br>・正規教諭としての教職経験を確認するため北海道教育委員会のホームページから職歴証明書の様式をダウンロードし、証明を受けて出願時に提出してください。  |
|           | 障がい者特別選考志願者  | 身体障害者手帳の写し   | ・身体障害者手帳の写しを提出してください。  |
|           | スポーツ・芸術特別選考志願者   | 新聞記事、表彰状等の写し   | ・「自己推薦書」の『5クラブ活動～』に顕著な技能・実績等の概要及び現在の活動状況を記入の上、新聞記事や表彰状等の証明になる資料の写しを提出してください。<br>・当該選考の対象者として、第1次検査を免除された者は、第2次検査時に当該資料の原本を持参し、係員の確認を受けてください。   |
|           | 社会人特別選考志願者   | ①証明機関の発行する資格（技能）証明書（開封無効）又は資格（技能）を証明できる書類の写し<br><br>②職歴証明書 | ・出願時に①及び②を提出してください。<br>・出願時に①の書類の写しを提出した場合は、第1次検査時に当該書類の原本を持参し、係員の確認を受けてください。<br>・実務経験年数を確認するため、北海道教育委員会のホームページから職歴証明書の様式をダウンロードし、証明を受けて提出してください。<br>・社会人、実務経験者、専門家としての実務経験内容や期間及び免許取得状況は願書裏面の「職歴欄」及び「自己推薦書（社会人特別選考志願者用）」に記入してください。                              |
|           | 第1次検査免除者   | 前年度の教員採用候補者選考検査結果通知書の写し                                    | ・平成24年度（23年度実施）教員採用候補者選考検査の結果通知書の写しを添付してください。  |
| 上記以外の添付書類 | ・中学校、高等学校及び特別支援学校の英語<br>・高等学校及び特別支援学校の工業<br>・高等学校及び特別支援学校の商業<br>それぞれの志願者 | 資格証明書又は資格を証明できる書類の写し若しくは原本                                 | ・第1次専門検査（I）（英語の場合は、第2次検査実技検査を含む。）の免除の措置を希望する者は、当該実施団体の発行する資格証明書（開封無効）又は資格を証明できる書類の写し若しくは原本を提出してください。<br>・なお、写しを提出した者は、第1次検査時に当該資料の原本を持参し係員の確認を受けてください。<br>※スポーツ・芸術特別選考志願者及び第1次検査免除者のうち第2次検査における英語の実技検査の免除を希望する者は、当該実施団体の発行する資格証明書（開封無効）又は資格を証明できる書類の原本を提出してください。 |

(2) 出願書類の受付期間

| 提出方法   | 受付期間                       | 備考                     |
|--------|----------------------------|------------------------|
| 持参する場合 | 平成24年 5月21日（月）から 6月1日（金）まで | 9時から17時まで（土曜日及び日曜日除く。） |
| 郵送する場合 | 平成24年 5月31日（木）消印のものまで有効    | 「簡易書留」扱いとってください。       |

- (注) 1 受付期間終了後に提出された出願書類や提出出願書類に不備があるものは受け付けません。  
 また、受理した書類は返却しません。  
 2 出願書類に虚偽の記載があった場合は、受検又は採用の対象から除かれることがあります。

(3) 出願書類の提出先

ア 一般選考の志願者（一般選考（高等学校）の特例の志願者を含む。）

書類は、第1次検査の第1希望の受検地に提出してください。

| 第1次検査希望受検地 | 受検区分                             | 願書提出先             | 住所等  |
|------------|----------------------------------|-------------------|--|
| 札幌         | 中学校（社会、保健体育、家庭）、高等学校、特別支援学校、栄養教諭 | 北海道教育庁総務政策局教職員課   | 〒060-8544<br>札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館7階<br>TEL 011-231-4111（内線35-218） |
|            | 小学校、養護教諭                         | 北海道教育庁石狩教育局       | 〒060-8549<br>札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館6階<br>TEL 011-231-4111（内線34-520） |
|            | 中学校（社会、保健体育、家庭を除く。）              | 札幌市教育委員会学校教育部教職員課 | 〒060-0002<br>札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル3階<br>TEL 011-211-3853       |
| 函館         |                                  | 北海道教育庁渡島教育局       | 〒041-8557<br>函館市美原4丁目6-16<br>TEL 0138-47-9580                  |
| 岩見沢        | 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭    | 北海道教育庁空知教育局       | 〒068-8550<br>岩見沢市8条西5丁目<br>TEL 0126-20-0133                    |
| 旭川         |                                  | 北海道教育庁上川教育局       | 〒079-8612<br>旭川市永山6条19丁目<br>TEL 0166-46-4945                   |
| 釧路         |                                  | 北海道教育庁釧路教育局       | 〒085-0835<br>釧路市浦見2丁目1-1<br>TEL 0154-43-9273                   |

(注) 第1次検査希望受検地及び受検区分に応じて出願書類の提出先が異なるので注意してください。

イ スポーツ・芸術特別選考の志願者及び第1次検査免除者

書類は、採用希望区分に応じて次の場所に提出してください。ただし、受検区分が高等学校及び特別支援学校自立活動（肢体不自由）の場合は、北海道教育庁総務政策局教職員課へ提出してください。

|              |   |              |   |
|--------------|---|--------------|---|
| 採用希望区分が北海道の者 | 北海道教育庁総務政策局教職員課<br>〒060-8544<br>札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館7階 | 採用希望区分が札幌市の者 | 札幌市教育委員会学校教育部教職員課<br>〒060-0002<br>札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル3階 |
|--------------|---|--------------|---|

(注) スポーツ・芸術特別選考の志願者は、スポーツ・芸術特別選考対象者とならない場合もありますので、一般選考を志願する場合と同様に、願書等の出願書類に全てを記入してください。

ウ 一般選考（地域枠）、障がい者特別選考及び社会人特別選考の志願者

書類は、採用希望区分にかかわらず、次の場所に提出してください。

|   |
|---|
| 北海道教育庁総務政策局教職員課 〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館7階 |
|---|

(4) 受検票の交付等

第1次検査受検票は、平成24年6月25日（月）までに到着するよう交付します。同日までに到着しない場合は、願書の提出先に問い合わせてください。

なお、第1次検査受検票は次の通知を兼ねます。

- ア 一般選考（地域枠）志願者については、教養検査免除の確認結果通知を兼ねます。
- イ スポーツ・芸術特別選考志願者については、特別選考の書類選考結果通知を兼ねます。
- ウ 第1次検査免除者については、当該免除の確認結果通知を兼ねます。

(5) その他

身体に障害がある方については、障がい者特別選考の志願者に限らず、点字や拡大文字受検、手話によるコミュニケーションなど、障害に応じた配慮を行い、支障なく受検できるよう努めております。

検査会場において配慮を必要とする方は、出願時に願書の「障がい者に係る配慮希望事項」欄に記入するとともに、願書提出先に連絡してください。

8 当日の携行品及び留意事項

| 受検区分           |  | 持参するもの   |
|----------------|--|--|
| 第1次検査          | 受検者全員  | 第1次検査受検票、筆記用具(マークシート用にHBの鉛筆とプラスチック製消しゴムを含む。)、三角定規、コンパス、上履き、靴袋  |
|                | 高等学校農業（作物・畜産・園芸・食品製造）特別支援学校（高等部）<br>農業（作物・園芸）        | 電子式卓上計算機（電卓）（計算機能のものに限る。）<br>*ポケットコンピュータ及び関数電卓は不可  |
|                | 高等学校商業<br>特別支援学校（高等部）商業                              | 電子式卓上計算機（電卓）（計算機能のものに限る。）又はそろばん<br>*ポケットコンピュータ及び関数電卓は不可  |
|                | 専門検査（I）の免除を希望する者<br>（出願時に資格証明書の写しを提出した者）             | 資格証明書の原本   |
|                | 社会人特別選考の受検者  | 技能（資格）証明書の原本   |
| 第2次検査          | 受検者全員  | 第2次検査受検票、筆記用具（適性検査及び教科等指導法検査用にHBの鉛筆とプラスチック製消しゴムを含む。）、上履き、靴袋、結果通知用封筒（必要事項を記入し、90円切手を貼ること。）                    |
|                | 小学校<br>特別支援学校（小学部）                                   | 演奏用の楽譜（バイエルピアノ教則本）   |
|                | 小学校<br>特別支援学校（小学部）<br>保健体育（中学校・高等学校・特別支援学校（中学部・高等部）） | 運動着、運動靴、水泳着、水泳帽（運動着の右胸部及び水泳着の右腰部に受検番号を黒マジックで記入した縦10cm、横15cmの白布を縫い付けること。）、健康保険証、着衣をまとめるバッグ類（受検番号及び氏名を明記すること。） |
|                | 中学校美術<br>特別支援学校（中学部・高等部）美術                           | B～4Bの鉛筆数本  |
|                | 中学校技術<br>特別支援学校（中学部）技術                               | 定規   |
| スポーツ・芸術特別選考対象者 | 新聞記事、表彰状等証明資料の原本                                     |  |

- (注) 1 検査会場の敷地内は、禁煙です。  
 2 ゴミは各自で持ち帰ってください。  
 3 検査会場及びその周辺には、駐車場がありません。自家用車、バイク等は駐車できませんので、公共交通機関（電車、バス等）を利用してください。  
 4 携帯電話の検査時間中の使用を禁止します。  
 5 不正が明らかになった場合は、その者の受検を中止します。

9 選考結果の通知等

(1) 選考結果の通知

- ア 第1次検査の結果は、平成24年7月27日（金）までに本人に通知します。
- イ 第2次検査の結果は、平成24年10月26日（金）までに採用候補者名簿に登録する者とし、しない者に区分して通知します。

ウ 第1次検査の合格者及び採用候補者名簿に登録する者については、本人への結果通知時に北海道教育委員会及び札幌市教育委員会のホームページに、受検区分、教科(科目)ごとに受検番号を掲載します。

エ 第1次(筆記)検査に合格し、登録にならなかった者で、一定水準の成績を取得した場合には、平成26年度(25年度実施)の教員採用候補者選考検査で同一の受検区分、受検教科・科目及び採用希望区分で受検する場合に限り、第1次検査を免除しますので、第2次検査の結果通知の際に併せてお知らせします。

(2) 選考結果の開示請求

ア 北海道

第1次検査で不合格となった者及び第2次検査で登録にならなかった者については、北海道個人情報保護条例第27条の規定により、結果通知書を発送した日から1か月間に限り、受検者本人が検査結果(第1次検査の結果については筆記検査の点数、第2次検査の結果については総合ランク(3段階))を開示請求することができます。

開示請求の詳細については、検査時にお知らせします。

イ 札幌市

札幌市個人情報保護条例第25条の規定により、第1次検査の筆記点数又は第2次検査の総合ランク(3段階)及び各検査の評価について、第1次又は第2次検査日の翌日から30日間、開示請求することができます。ただし、開示の対象となるのは、第1次検査で不合格となった者又は第2次検査で登録とならなかった者のみです。

開示請求の詳細については、検査時にお知らせします。

10 登録及び採用の方法

(1) 登録の方法

ア 登録は、願書の採用希望区分により、北海道と札幌市に区分して採用候補者名簿に登録します。ただし、高等学校及び特別支援学校の自立活動については、北海道と札幌市が共同で登録します。

また、高等学校の一部の教科(科目)及び特別支援学校の中学部、高等部についての登録区分は、3の受検区分にかかわらず次のとおりとします。

なお、札幌市の特別支援学校の中学部、高等部については、「中・高等部」とします。

| 受検区分     |     | 受検教科(科目)   | 登録区分   |
|----------|-----|--|--------|
| 高等学校教諭   |     | 地理歴史(地理・日本史・世界史)、公民(倫理・政治経済)   | 地理歴史公民 |
|          |     | 理科(物理・化学・生物・地学)  | 理 科    |
|          |     | 農業(作物・畜産・園芸・食品製造)  | 農 業    |
|          |     | 工業(機械・電気(電子を含む)・建築・土木)   | 工 業    |
| 特別支援学校教諭 | 中学部 | 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語  | 中 学 部  |
|          | 高等部 | 国語、地理歴史(地理・日本史・世界史)、公民(倫理・政治経済)、数学、理科(物理・化学・生物・地学)、音楽、美術、保健体育、家庭、農業(作物・園芸)、工業(機械・電気(電子を含む)・建築)、商業、英語 | 高 等 部  |

イ 登録は、北海道(高等学校及び特別支援学校の自立活動を含む)では「登録A」、「登録B」に分けて行いますが、札幌市ではその区分はありません。

(ア) 「登録A」は、平成25年4月1日で採用を予定する者の登録です。

(イ) 「登録B」は、平成25年4月1日以降の採用を予定する者の登録です。

ウ 採用候補者名簿の有効期限は、原則として平成26年3月31日です。

なお、北海道内にある教職大学院へ進学する場合は、本人の申出により登録期間を1年間延長することができます。

(2) 採用の方法

ア 採用は、北海道の場合、登録Aに登録された者、登録Bに登録された者の順で行います。

イ 学校種類ごとの採用数等に変動が生じたときは、所有免許状及び採用調整の有無により登録した学校種類以外の学校又は教科・科目に採用する場合があります。

ウ 採用に当たっては、健康判定審査において「適」の判定を受けることが必要です。

エ 社会人特別選考受検者は、登録後に教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受けることが必要です。

オ 教員免許状所有者で、教員免許更新制の実施に伴う修了確認期限が平成25年3月31

日とされている者は、確認期限までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に対して申請を行い、修了確認を受けることが必要です。

- カ 採用候補者名簿登載期間中に、次の事項に該当する場合は、名簿から削除します。
- (ア) 平成25年3月31日までに受検教科の免許状を取得できない場合及び卒業延期になった場合
  - (イ) 正当な理由がなく勤務地を限定したり、採用調整を拒否した場合
  - (ウ) 選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
  - (エ) 受検又は採用時の提出書類等に虚偽の記載があったり、教員としてふさわしくない事実があった場合

11 お知らせ

- (1) 今年度から2次検査の体育実技検査種目に武道が加えられます。

本年度実施する教員採用選考検査から、保健体育（中・高・特）に係る2次検査の実技検査に新たに武道を加えて実施します。なお、検査種目については、北海道を受検する場合には、柔道又は剣道を受検者が選択する形となり、札幌市を受検する場合には柔道のみとなります。

- (2) 次年度実施する選考検査から英語の免除基準が引き上げられます。

次年度（平成25年度）実施する教員採用選考検査から、英語（中・高・特）に係る免除基準が次のとおり変更となります。

**【変更内容】**

| 新基準（変更後の基準）               |  |  |  | 旧基準（変更前の基準）               |  |  |  |
|---------------------------|--|--|--|---------------------------|--|--|--|
| 実用英語技能検定（英検） 1級のみ         |  |  |  | 実用英語技能検定（英検）<br>1級、準1級    |  |  |  |
| 国連英検 基準から除外               |  |  |  | 国連英検 特A級、A級               |  |  |  |
| TOEFL PBT580点以上又はiBT92点以上 |  |  |  | TOEFL PBT550点以上又はiBT79点以上 |  |  |  |
| TOEIC 860点以上              |  |  |  | TOEIC 730点以上              |  |  |  |

12 その他

- (1) 出願後に改姓した場合又は連絡先等の記載事項に変更が生じた場合、速やかに連絡してください。
- (2) 教員採用候補者選考検査に関する問合せ先は次のとおりです。

| 問<br>合<br>せ<br>先 | 北海道（札幌市を除く。）に採用を希望する者   | 札幌市に採用を希望する者   |
|------------------|---|--|
|                  | 〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目<br>道庁別館7階<br>北海道教育庁総務政策局教職員課<br>TEL 011-231-4111内線35-217、35-218 | 〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目<br>S T V北2条ビル3階<br>札幌市教育委員会学校教育政策局教職員課<br>TEL 011-211-3853 |

13 志願者数等について（参考）

平成22～24年度北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の志願者数と登録者数の状況

（特別選考対象者数を含む。）

| 区 分         | 平成22年度  |       |     |      | 平成23年度        |               |             |              | 平成24年度        |               |             |              |      |
|-------------|---------|-------|-----|------|---------------|---------------|-------------|--------------|---------------|---------------|-------------|--------------|------|
|             | 志願者     | 1次合格者 | 登録者 | 志願倍率 | 志願者           | 1次合格者         | 登録者         | 志願倍率         | 志願者           | 1次合格者         | 登録者         | 志願倍率         |      |
| 小 学 校       | 2,056   | 1,072 | 431 | 4.8  | 2,080<br>(67) | 1,109<br>(51) | 504<br>(15) | 4.8<br>(4.5) | 1,770<br>(30) | 1,065<br>(30) | 459<br>(15) | 3.9<br>(2.7) |      |
| 中<br>学<br>校 | 国 語     | 257   | 117 | 42   | 6.1           | 236           | 120         | 44           | 5.4           | 246           | 99          | 37           | 6.6  |
|             | 社 会     | 414   | 112 | 35   | 11.8          | 402           | 109         | 30           | 13.4          | 317           | 84          | 26           | 12.2 |
|             | 数 学     | 237   | 140 | 59   | 4.0           | 252           | 140         | 63           | 4.0           | 198           | 139         | 52           | 3.8  |
|             | 理 科     | 233   | 130 | 55   | 4.2           | 237           | 137         | 65           | 3.6           | 216           | 152         | 56           | 3.9  |
|             | 英 語     | 358   | 126 | 41   | 8.7           | 339           | 131         | 54           | 6.2           | 317           | 169         | 53           | 6.0  |
|             | 音 楽     | 184   | 61  | 16   | 11.5          | 114           | 71          | 19           | 6.0           | 163           | 54          | 13           | 12.5 |
|             | 美 術     | 102   | 38  | 8    | 12.8          | 160           | 32          | 7            | 22.9          | 106           | 32          | 4            | 26.5 |
|             | 保 健 体 育 | 382   | 124 | 33   | 11.6          | 351           | 108         | 31           | 11.3          | 352           | 107         | 30           | 11.7 |
| 技 術         | 35      | 27    | 6   | 5.8  | 31            | 25            | 6           | 5.2          | 28            | 25            | 5           | 5.6          |      |

|        |                 |       |       |      |       |       |       |      |       |       |       |     |      |
|--------|-----------------|-------|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-----|------|
|        | 家庭              | 75    | 31    | 6    | 12.5  | 74    | 38    | 7    | 10.6  | 58    | 33    | 5   | 11.6 |
|        | 小計              | 2,277 | 906   | 301  | 7.6   | 2,196 | 911   | 326  | 6.7   | 2,001 | 894   | 281 | 7.1  |
| 高等学校   | 国語              | 143   | 64    | 18   | 7.9   | 146   | 45    | 13   | 11.2  | 125   | 77    | 27  | 4.6  |
|        | 地理歴史            | 104   | 19    | 3    | 76.3  | 116   | 19    | 3    | 72.3  | 86    | 19    | 3   | 66.7 |
|        | 公民              | 125   | 11    |      |       | 101   | 18    |      |       | 114   | 15    |     |      |
|        | 数学              | 152   | 110   | 45   | 3.4   | 148   | 94    | 29   | 5.1   | 132   | 81    | 25  | 5.3  |
|        | 理科              | 159   | 75    | 27   | 5.9   | 166   | 82    | 28   | 5.9   | 161   | 93    | 30  | 5.4  |
|        | 英語              | 229   | 109   | 42   | 5.5   | 222   | 31    | 12   | 18.5  | 171   | 83    | 36  | 4.8  |
|        | 音楽              | 51    | 24    | 7    | 7.3   | 69    | 11    | 3    | 23.0  | 54    | 15    | 7   | 7.7  |
|        | 保健体育            | 231   | 60    | 19   | 12.2  | 264   | 19    | 7    | 37.7  | 192   | 36    | 10  | 19.2 |
|        | 家庭              | 75    | 35    | 9    | 8.3   | 78    | 28    | 7    | 11.1  | 64    | 32    | 11  | 5.8  |
|        | 農業              | 70    | 37    | 10   | 7.0   | 78    | 34    | 4    | 19.5  | 69    | 34    | 9   | 7.7  |
|        | 工業              | 71    | 44    | 12   | 5.9   | 74    | 28    | 5    | 14.8  | 62    | 36    | 10  | 6.2  |
|        | 商業              | 143   | 12    | 2    | 71.5  | 123   | 5     | 1    | 123.0 | 99    | 14    | 2   | 49.5 |
|        | 看護              | 3     | 3     | 3    | 1.0   | 1     | 1     | 1    | 1.0   | 3     | 3     | 2   | 1.5  |
| 水産     | 2               | 1     | 1     | 2.0  | 6     | 5     | 3     | 2.0  | 5     | 5     | 1     | 5.0 |      |
|        | 小計              | 1,558 | 604   | 198  | 7.9   | 1,600 | 427   | 116  | 13.8  | 1,337 | 543   | 173 | 7.7  |
| 特別支援学校 | 小学部             | 176   | 141   | 53   | 3.3   | 180   | 131   | 52   | 3.5   | 167   | 150   | 80  | 2.1  |
|        | 中・高等部           | 329   | 218   | 85   | 3.9   | 262   | 186   | 81   | 3.2   | 282   | 236   | 90  | 3.1  |
|        | 小計              | 505   | 359   | 138  | 3.7   | 442   | 317   | 133  | 3.3   | 449   | 386   | 170 | 2.6  |
|        | 自立活動<br>(肢体不自由) | 5     | 5     | 2    | 2.5   | 2     | 2     | 0    | 0     | 3     | 3     | 1   | 3.0  |
|        | 自立活動<br>(視覚障害)  | 0     | 0     | 0    | 0     | 0     | 0     | 0    | 0     | 0     | 0     | 0   | 0    |
|        | 計               | 510   | 364   | 140  | 3.6   | 444   | 319   | 133  | 3.3   | 452   | 389   | 171 | 2.6  |
| 養護教諭   | 362             | 80    | 14    | 25.9 | 334   | 53    | 19    | 17.6 | 295   | 112   | 38    | 7.8 |      |
| 栄養教諭   | 111             | 29    | 9     | 12.3 | 124   | 37    | 12    | 10.3 | 140   | 73    | 15    | 9.3 |      |
| 合計     | 6,874           | 3,055 | 1,093 | 6.3  | 6,778 | 2,856 | 1,110 | 6.1  | 5,995 | 3,076 | 1,137 | 5.3 |      |

※小学校の( )内は地域枠内数

14 給与について(参考 平成24年4月1日現在)

(1) 初任給(給料十教職調整額十教員特別手当十給料の調整額)

| 区分  | 小・中学校   | 高等学校    | 特別支援学校  |
|-----|---------|---------|---------|
| 修士  | 215,188 | 215,188 | 227,225 |
| 大学卒 | 193,757 | 193,757 | 204,602 |
| 短大卒 | 169,351 | —       | 176,422 |

※ 上記の初任給は、新規学卒者の場合であり、採用前の経歴等に応じて加算されることがあります。

(2) 各種手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

なお、へき地学校等に勤務する者には、へき地手当(給料及び扶養手当の合計額の4%~25%)及びへき地手当に準ずる手当(給料及び扶養手当の合計額の4%以内)が支給されます。

通知・通達・照会

教高第102号  
平成24年5月11日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長

北海道教育委員会教育長

平成25年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日

## 等並びに文書募集開始時期等について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省職業安定局長から別記のとおり通知がありました。

選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守については、これまで関係機関の努力により成果を上げているところですが、今年度につきましても、別記通知の趣旨に基づき、就職希望者に対する適正な職業選択の指導と求人秩序の確立を図るようお願いします。

記

## 1 留意事項

- (1) 北海道における新規中学校卒業生（中等教育学校前期課程修了者及び特別支援学校中学部卒業生を含む。）の推薦及び選考については、平成24年12月1日以降から行っても差し支えないこと。
- (2) 新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生及び特別支援学校高等部卒業生を含む。以下同じ。）の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成24年9月5日以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業生の選考開始期日については、平成24年9月16日以降とすること。
- (4) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業生に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）においては、公共職業安定所の確認印がある求人票のみ受理するものとし、確認印がない求人票を提出した事業所には生徒の推薦は行わないこと。
- (5) 早期に選考を行おうとする事業所があった場合は、公共職業安定所及び教育局に報告するとともに、事業所に対して選考開始期日の遵守について協力を求めること。
- (6) 新規高等学校卒業生の文書募集の開始時期は卒業年の前年の7月1日以降とすること。

## 2 早期求人状況報告

高等学校に対し早期に選考を行おうとした事業所の有無を把握したいので、次により報告願います。

- (1) 道立学校及び市町村教育委員会にあっては、早期求人状況報告書（別記様式）を作成の上、平成24年10月3日（水）までに、教育局に2部提出してください。
- (2) 教育局にあっては、管内分を取りまとめの上、平成24年10月11日（木）までに、学校教育局高校教育課に1部提出してください。

（学校教育局高校教育課普通教育指導グループ）

（学校教育局高校教育課産業教育指導グループ）

（学校教育局義務教育課義務教育指導グループ）

（学校教育局特別支援教育課学校教育指導グループ）

## 別記様式

## 早期求人状況報告書

北海道 \_\_\_\_\_ 学校

| 道内外<br>の別                  | 9月15日以前に選考を開始<br>しようとした事業所名<br>及び所在地 | 求<br>人<br>数 | 最初に実施<br>しようとし<br>た選考月日 | 関係機関及び学校の<br>指 導 状 況 | 指導後<br>の選考<br>月 日 |
|----------------------------|--------------------------------------|-------------|-------------------------|----------------------|-------------------|
| 道<br>内<br>の<br>事<br>業<br>所 |                                      |             |                         |                      |                   |
|                            |                                      |             |                         |                      |                   |

|                            |  |  |  |  |  |
|----------------------------|--|--|--|--|--|
| 道<br>外<br>の<br>事<br>業<br>所 |  |  |  |  |  |
|----------------------------|--|--|--|--|--|

備考 これらの事実のない場合には、「事業所名及び所在地」の欄に「なし」と記入すること。

## 別記

23文科初第1731号  
職 発 0327 第 3 号  
平成24年 3月27日

各都道府県教育委員会教育長 殿  
各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省初等中等教育局長  
布 村 幸 彦  
厚生労働省職業安定局長  
森 山 寛

平成25年 3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から、これまでも御尽力願ってきたところではありますが、平成25年 3月新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、下記によることとしました。

については、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図り、併せて適正な推薦・選考が行われるよう、引き続き特段の御尽力をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性、能力等を中心としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動が行われるとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、採用内定取消しの防止等を図るため、平成21年 1月19日に公布・施行された職業安定法施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第4号）等に基づく事前通知制度や企業名公表制度、「新規学校卒業者の採用に関する指針」の一層の周知、学校とハローワークの十分な連携等による採用内定取消し事案の的確な把握について特段の御配慮をお願いします。

なお、主要な関係機関に対しては、別添 1、2 及び 3 のとおり協力方依頼をしましたので御了知願います。

## 記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

(1) 新規中学校卒業生（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）の推薦及び選考開始期日については、平成25年 1月 1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成24年12月 1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）、

- (2) 新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成24年9月5日（沖縄県については平成24年8月30日）以降となるようにすること。
  - (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成24年9月16日以降とすること。
  - (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。
- 2 求人申込みの手續等
- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の確認（求人票への確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。  
したがって、この手續によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。
  - (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。
    - ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
      - (ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成24年6月20日から開始するものとする。
      - (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成24年7月1日以降開始するものとする。
    - イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
      - (ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成24年6月20日から開始するものとする。
      - (イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成24年7月1日から開始するものとする。
      - (ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成24年7月1日以降開始するものとする。また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成24年7月1日以降に行うものとする。
  - (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。
- 3 就業開始期日
- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により平成25年4月1日以降とすること。
  - (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。
- 4 選考の通知
- 未内定者に対する職業指導を早期に実施するため、事業所に対し、選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知するよう協力を求めること。
- 5 都道府県高等学校就職問題検討会議の開催
- 平成14年度から設置している都道府県高等学校就職問題検討会議（以下「検討会議」という。）については、本年度においても、都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で、次により開催、運営すること。
- (1) 検討会議は、安定所、都道府県私立学校主管部局・雇用対策主管部局、学校側代表及び産業界側代表等の参加を求め、次の事項について連絡又は検討、協議等を行うこと。
    - ア 求人受理開始日、紹介開始期日、選考開始期日等全国統一して実施すべき事項についての説明又は確認
    - イ 各都道府県の状況等を踏まえた新規高等学校卒業者の応募・推薦方法のあり方についての関係者の申し合わせ又は確認事項等の協議
    - ウ 均等な応募・選考の機会の確保のための関係者の申合せ又は確認事項等の協議

- エ 生徒に対する効果的な職業指導等を行うための検討  
 オ 関係業務の効果的な実施等新規高等学校卒業者に係る円滑な労働力の需給調整を図るための方策及び当該方策を実施するに当たっての関係者の連携協力事項の検討、協議  
 カ その他必要な情報の提供、地域の実情に応じた連絡、検討、協議等
- (2) 検討会議で協議された申し合わせ、確認事項等は、報道機関に発表する等適切な方法で幅広く速やかに公表するものとする。
- また、検討会議の議事については、原則として公開するものとし、都道府県教育委員会は当該議事録の作成・保管等を行い、事務所内に備え付ける等閲覧希望者が閲覧できるように必要な措置を講ずるものとする。
- 6 関係部局間の連携及び関係部局による是正指導の強化
- (1) 都道府県教育委員会、私立学校主管部局は、雇用対策主管部局、学校、都道府県労働局、安定所との連携を密にし、上記5により確認又は申し合わせた内容の完全実施等職業紹介の適正な実施に努めること。
- また、求人者に対しては、高等学校教育の正常化及び生徒の適正な職業選択の確保のため、選考開始期日を厳守し、求人秩序の確立及び生徒の応募機会の確保を図ることについて協力を求めること。
- (2) 申し合わせた期日より早期に選考又は推薦を行おうとするなど、秩序を乱すと認められる事業所又は学校に対しては、厳に自粛を促すこと。

## 第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

- 1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い
- 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は卒業年の前年の7月1日以降とすること。
- なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。
- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。
- また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。
- 2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い
- 新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

## 第3 報告

各都道府県における早期に選考及び推薦等を行った事業所及び学校の名称並びにこれらに対して指導した内容について、平成24年10月31日までに、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長又は厚生労働省職業安定局若年者雇用対策室長あて報告すること。

(別添1から別添3まで省略)

## 正 誤

平成24年3月30日付け第6067号に掲載の「北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則」（北海道教育委員会規則第4号）に次の誤りがあったので、訂正します。

附則第6項北海道教育委員会公印規則（昭和61年北海道教育委員会規則第26号）の改正規定中（19・20ページ）

(誤)

|                    |                |                              |
|--------------------|----------------|------------------------------|
| 北海道教育委員会教育長職務代理者の印 | 25ミリメートル<br>平方 | 北海道<br>教育委員会<br>教育長<br>職務代理者 |
|--------------------|----------------|------------------------------|

(正)

|                    |                |              |
|--------------------|----------------|--------------|
| 北海道教育委員会教育長職務代行者の印 | 25ミリメートル<br>平方 | 北海道<br>教育委員会 |
|--------------------|----------------|--------------|

|  |  |                    |
|--|--|--------------------|
|  |  | 教 育 長<br>職 務 代 行 者 |
|--|--|--------------------|